（商工組合中央金庫業務関連紛争の当事者である加入商工組合中央金庫の顧客に対する説明）

第八十九条の四十一　指定紛争解決機関は、法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第八項に規定する説明をするに当たり商工組合中央金庫業務関連紛争の当事者である加入商工組合中央金庫の顧客から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

2　法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第八項第三号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第九項の手続実施記録（次条第一項において「手続実施記録」という。）に記載されている商工組合中央金庫業務関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二　商工組合中央金庫業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三　紛争解決委員が紛争解決手続によっては商工組合中央金庫業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該商工組合中央金庫業務関連紛争の当事者に通知すること。

四　商工組合中央金庫業務関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

（手続実施記録の保存及び作成）

第八十九条の四十二　指定紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施した紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

2　法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第九項第六号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　紛争解決手続の申立ての内容

二　紛争解決手続において特別調停案（法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第六項の特別調停案をいう。以下この号において同じ。）が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日

三　紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

（届出事項）

第八十九条の四十三　指定紛争解決機関は、法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の七十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して主務大臣等に提出しなければならない。

一　法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の七十九第一号に掲げる場合　手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日

二　次項第六号に掲げる場合　指定紛争解決機関の役員等となった者が暴力団員等でないことの当該役員等となった者による誓約

三　次項第七号に掲げる場合　商工組合中央金庫が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれる理由

四　次項第八号又は第九号に掲げる場合　次に掲げる事項

イ　行為が発生した営業所又は事務所の名称

ロ　行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名

ハ　行為の概要

ニ　改善策

（新設）

（新設）

（新設）